

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所非常勤研究員等規程

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 24 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所研究員等規程（以下「研究員等規程」という。）において定める研究室長、研究員及び準研究員について、非常勤として委嘱する場合に必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 非常勤として委嘱する前条の研究室長、研究員及び準研究員（以下「非常勤研究員等」という。）は、研究室の業務運営又は研究業務に関連する重要な分野において必要な高度の専門的知識を有すると認められる者であって、特定研究課題の研究業務に常時従事することなく、研究室研究業務を行う者とする。

(委嘱の基準)

第 3 条 委嘱に当たっては、研究員等規程第 4 条各号に定める採用基準を、委嘱の基準として適用する。

(委嘱事務の取扱い)

第 4 条 委嘱事務の取扱いは、別に定める「研究員等採用事務取扱要綱」のうち雇用に関する定めを除き準用する。

2 非常勤研究員等を委嘱しようとするときは、当該非常勤研究員等候補者の所属する機関の長の承認を得るものとする。

(委嘱期間)

第 5 条 委嘱期間は 1 事業年度を限度とした期間内であって、当該非常勤研究員等の所属する機関の長の承認を得た期間とし、委嘱後に所属する研究室の研究期間内において更新することができる。

(研究業務結果の報告)

第 6 条 非常勤研究員等は、委嘱期間の終了、当該非常勤研究員等の研究業務の終了又は中止、当該非常勤研究員等の属する研究室の研究期間終了に当たり、速やかに研究業務結果報告書を理事長に提出するものとする。但し、次年度の研究概要を分担して執筆する場合はそれをもって報告書に代えることができる。

(報酬)

第 7 条 非常勤研究員等の報酬は、別表のとおり定める。

(旅費)

第 8 条 非常勤研究員等の出張旅費は、相当の理由があると認められる場合に、研究員等規程を準用し支給できるものとする。

(準用)

第 9 条 「知的財産ポリシー」、「知的財産取扱規程」、「研究成果物取扱規程」、「知的財産取扱規程及び研究成果物取扱規程に関する細則」及び「研究活動の不正行為への対応に関する規程」は、非常勤研究員等に準用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

職 種	月 額	勤 務 日
実用化実証事業室長	月額 25 万円	1 週当たり 1 日
プロジェクトリーダー・ グループリーダー	月額 20 万円	1 週当たり 1 日
研 究 員	月額 15 万円	1 週当たり 1 日
	月額 10 万円	1 月当たり 3 日
	月額 5 万円	1 月当たり 1 日
	なし	必要に応じてその都度
研究準備室長	月額 10 万円	1 週当たり 1 日

1. 準研究員にかかる報酬は、理事長が別に定めるものとする。
2. 上記相当の報酬を支給する場合には、原則として本拠地までの交通費はこの中に含まれるものとする。

ただし、無報酬の者及び本務地より片道 100 km を越える場合及び相当の理由があると認められる場合には、交通費につき別の伺い定めにより支給することができるものとする。